

議員提出議案第22号

**大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

平成26年8月7日

大阪市会議長 床田正勝様

提出者

柳本 顕	北野 妙子	西川 ひろじ
多賀谷 俊史	黒田 當士	川嶋 広稔
船場 太郎	新田 孝	高野 伸生
木下 吉信	足高 將司	荒木 幹男
加藤 仁子	有本 純子	富岡 朋治
永井 啓介	太田 晶也	福田 賢治
田中 ひろき	山本 修子	武 直樹
奥野 正美	松崎 孔	長尾 秀樹
小林 道弘	森山 よしひさ	

(別 紙)

## 大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例

大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「原則として公募により行うものとする。ただし、公募を行う時間的余裕がない場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。」を「公募により行うことができる。」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 説 明

校長の採用について、公募を原則とすることを改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は修正

### 大阪市立学校活性化条例（抄）

(校長の採用等)

第10条 校長の採用は、本市の職員に対する募集を含め、原則として公募により行う  
**公募により行うことができ**  
ものとする。ただし、公募を行う時間的余裕がない場合その他特別の理由がある場  
**る。**

合は、この限りでない。